

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二十条第一項第六号及び第七号並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の一部を改正する件 新旧対照表

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二十条第一項第六号及び第七号並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品（平成十六年厚生労働省告示第四百三十一号）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品</p> <p>1 3 (略)</p> <p>4 イソマル水和物</p> <p>5 11 (略)</p> <p>12 ヒプロメロースカプセル</p> <p>13 プランカプセル</p> <p>14 113 (略)</p> | <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品</p> <p>1 3 (略)</p> <p>4 10 (新規) (略)</p> <p>11 110 (新規) (略)</p> |

(傍線部分は改正部分)